

「(仮称) 座間市児童発達支援センター設置条例 (骨子案)」の意見公募実施結果について

1 意見公募の実施概要

○意見の募集時期と件数

募集期間	意見提出者	意見の件数
令和3年11月1日～11月30日	2人 (直接持参)	5件

○意見の提出方法

郵送、ファクス、直接持参、電子申請

○資料の閲覧場所

市役所1階障がい福祉課、市民情報コーナー、各出張所、青少年センター、市公民館、北・東地区文化センター、図書館、各コミュニティーセンター、市ホームページ

2 意見・要望等の反映状況

1	御意見として承るもの	5件
	合計	5件

「(仮称) 座間市児童発達支援センター設置条例 (骨子案)」 意見公募実施結果一覧

No	御意見 (要旨)	市の考え方
1	小学部までにとどめず、小学部を卒業し、中学部や高等部とライフステージが変化する中も直接的に支援対象となることを望みます。	<p>(仮称) 座間市児童発達支援センターではライフステージに応じた一貫した支援を行うため18歳未満の障がい児と家族を対象とした事業を実施予定です。引き続き地域の支援状況等の掌握に努め、必要とされる方へのサービスが提供できるよう検討してまいります。</p> <p>また、国は児童発達支援センターを地域における中核的な支援機関として位置づけています。保育所等訪問支援や関係機関との連携づくりなど地域支援をあわせて行ってまいります。</p>
2	当該事業前提となる未就学から小学部までの支援で強度行動障害とならないような直接支援や後方支援に合わせ、小学部までに支援関係がなかった転入者など、中学部などからでも、地域の放課後等デイサービスなどの社会資源では支援困難とされる子供については、当該事業による「本人支援」や「家族支援」、「地域支援」が直接連携・連携されることを強く希望いたします。	
3	放課後等デイサービスや保育所、学校との連携を密にとっていける施設をお願いします。	
4	相談支援の不足によるセルフプラン利用者が多いと思われます。保護者が気軽に相談できる場所の提供を考えて頂ければと思います。	障害児相談支援、特定相談支援を実施予定です。いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。
5	障害の多様化により専門性が求められていることです。専門職がいることも必要になっていると思います。	現在、座間市サニーキッズには、専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士）を市より派遣しております。障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、専門職を配置し質の向上を図ります。